

## 放流水の水質確保に関する誓約書

令和 年 月 日

茨城町長 宛

浄化槽設置者（使用者）

住 所

氏 名

㊟

電 話

( )

合併処理浄化槽の放流水を町道路側溝若しくは水路へ放流するための取付け管設置に関して、以下のことを誓約いたします。

1. 取付け管の設置に際しては、道路若しくは水路管理に支障のない方法で設置し、道路、水路の維持管理に支障をきたした場合は道路管理者の指示に従うこと。
2. 浄化槽法で定められた定期検査については、確実に履行すること。また、道路管理者より定期検査結果の提示を求められた場合は速やかに提出すること。
3. 放流水の水質等に関しては、町、県央環境保全室、道路管理者から指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じること。
4. 放流水に起因する各種の問題が生じたときは、当町に転嫁せず私の責任において解決すること。
5. 放流水の水質が、占用許可条件に定められた基準を維持できないときは、道路側溝及び水路への放流を中止すること。
6. 放流管接続後、道路側溝内及び水路の点検を（年1回）行い、土砂等の蓄積があるときは速やかに清掃を行うこと。また、清掃範囲は当住宅地より5mとする。ただし、必要に応じて清掃範囲を広げ清掃を行うこと。
7. 公共下水道、農業集落排水処理施設が整備（供用開始）されたときは、速やかに公共下水道、農業集落排水処理施設にし尿及び生活雑排水を流入させるとし、道路側溝及び水路は現状に復旧すること。